

日本の TLAC 規制および TLAC 保有規制の概要 — 大手金融機関の秩序ある破綻処理を支える枠組み —

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 金融庁は 2019 年 3 月、TLAC に係る告示、監督指針等を公表した。TLAC とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）が危機に陥った場合、株主および債権者に損失を負担させ資本再構築を行うことで、金融機関の重要な機能を維持しつつ秩序ある破綻処理を行うため、G-SIBs を対象とする損失吸収力に関する国際的な規制である。日本では、TLAC 規制は 2019 年 3 月末に施行された。
2. 日本の TLAC 規制の対象会社は、G-SIBs である三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループであり、2019 年 3 月末からリスク・アセットベースで 16%、かつ総エクスポージャーベースで 6%、2022 年 3 月末からは各々 18%、6.75%の最低基準が求められる。また、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）のうち、野村ホールディングスについても、金融庁の裁量の下、TLAC 規制の対象となっている。
3. 一方、バーゼル委員会は、TLAC 適格性を有する社債を含む「その他 TLAC 債務」について、自己資本比率規制におけるダブルギアリング規制を拡張し、金融機関による保有を制限する TLAC 保有規制を 2016 年 10 月に最終化した。これを受けて、日本でも自己資本比率告示が改正され、「その他外部 TLAC 関連調達手段」を対象とする TLAC 保有規制が 2019 年 3 月末から始まった。国際統一基準行では一定の閾値を超えると Tier2 からの資本控除が生じ、国内基準行はリスク・ウェイトで対応することとなる。
4. 日本は、欧米に先駆けて TLAC の枠組みを完成させたが、多くの国内金融機関に関わる TLAC 保有規制を適用する際は、海外 G-SIBs の母国の TLAC 規制のあり方に影響されることになる。国内金融機関が TLAC 保有規制に適切に対応するためには、海外 G-SIBs に対するエクスポージャーに関して、各 G-SIBs の母国による TLAC 規制への対応を適切に把握していくことが求められる。

I. TLAC 規制に係る告示等の公表

金融庁は 2019 年 3 月 15 日、TLAC (Total Loss Absorbing Capacity) に係る告示、監督指針等を公表した¹。TLAC とは、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs) を対象として、金融機関が危機に陥った場合、株主および債権者に損失を負担させ、資本再構築を行うことにより、金融機関の重要な機能を維持しつつ、秩序ある破綻処理を行うために予め確保すべき総損失吸収力を求める国際的な規制である。TLAC 規制については、金融安定理事会 (FSB) が 2015 年 11 月に最終文書 (以下、「TLAC 基準」) を策定しており、2019 年 1 月 1 日を TLAC 規制の適用日としている²。日本では、2019 年 3 月 31 日に TLAC 規制が施行された。

また、バーゼル委員会は、TLAC 規制の導入に際して、G-SIBs が TLAC 規制を満たすために発行する、TLAC 適格性を有する社債 (以下、「TLAC 債」) を含む「その他 TLAC 債務 (other TLAC liabilities)」について、金融機関による保有を制限する TLAC 保有規制を 2016 年 10 月に最終化している³。すなわち、金融機関が保有するその他 TLAC 債務については、自己資本比率規制の下、金融機関が発行する資本商品の保有を制限するダブルギアリング規制として一定の閾値を超えると Tier2 から資本控除されることとなる。そこで金融庁は、TLAC 保有規制の国内適用を図るため、自己資本比率告示の改正も併せて行っている。

すでに金融庁は、TLAC 規制の国内適用について 2016 年と 2018 年に分けて、「金融システムの安定に資する総損失吸収力 (TLAC) に係る枠組み整備の方針について」 (以下、「整備方針」) を公表し、TLAC 規制の適用方針を明らかにしていた。

本稿は、TLAC 規制および TLAC 保有規制の国内適用について概説するとともに、その背景にある大手金融機関の破綻処理戦略についても整理する。

II. 日本の TLAC 規制の枠組み

金融庁は、TLAC 規制の国内適用を図るために新たな告示 (以下、「TLAC 告示」) を制定した⁴。TLAC 告示では、TLAC 規制が適用される国内処理対象会社に関する規定に加えて、破綻処理の際に株主や債権者の損失吸収を図るための外部 TLAC に関する規定、さらに、子会社の業務の継続を図りながら破綻処理を行うために、主要子会社で生じた損失を国内処理対象会社に集約する内部 TLAC に関する規定が定められている。

¹ 金融庁「自己資本比率規制 (第 1 の柱・第 3 の柱) に関する告示等の一部改正等とパブリックコメントの結果公表について」平成 31 年 3 月 15 日

² FSB の TLAC 基準については、小立敬「最終化された総損失吸収力 (TLAC) の枠組み—TBTF の終結を図る新たな G-SIB 規制の概要—」『野村資本市場クォーターリー』2016 年冬号を参照。

³ バーゼル委員会の TLAC 保有規制については、小立敬「最終化されたバーゼル委員会による TLAC 保有規制」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号 (ウェブサイト版) を参照。

⁴ 銀行持株会社の場合は、「銀行法第 52 条の 25 の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社およびその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの」平成 31 年金融庁告示第 9 号が、証券会社の場合は、「金融商品取引法第 57 条の 17 第 1 項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力および資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準」平成 31 年金融庁告示第 10 号が定められた。

1. 国内処理対象会社の範囲

TLAC 告示は、TLAC 規制の対象である国内処理対象会社について、「国際的な破綻処理の枠組みに対応する必要性および我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性ならびにグループとしての望ましい破綻処理戦略に鑑み、破綻処理時における損失の集約が必要な者」と位置づけて、TLAC 告示の別表で、「国内処理対象銀行持株会社」として G-SIBs である三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループを指定している（図表 1）。

また、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）のうち野村ホールディングスについても、「国内処理対象最終指定親会社」として TLAC 規制の対象としている（以下、4 金融グループを総称して「4SIBs」、また、TLAC 規制の対象金融機関について「本邦 TLAC 対象 SIBs」）。この点について監督指針は、国際的に活動する金融グループに関しては、海外子会社の破綻処理が行われた場合、海外子会社に生じた損失が日本の親会社に集約され、グループ全体の破綻につながるケースを想定したものである旨を述べている。

すなわち、破綻処理を国際的に行う必要があり、破綻した際に日本の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関については、金融庁の裁量の下で G-SIBs でなくとも TLAC 規制の対象となることに留意が必要である。

図表 1 日本の TLAC 規制の対象および内容

国内処理対象会社	最低所要 リスク・アセットベース TLAC比率	最低所要 総エクスポージャー ベースTLAC比率	主要子会社	内部TLAC 水準調整係数	構造劣後性
三菱UFJフィナンシャル・ グループ	2019年3月31日以降 16%	2019年3月31日以降 6%	三菱UFJ銀行	75%	あり
	2022年3月31日以降 18%	2022年3月31日以降 6.75%	三菱UFJ信託銀行	75%	
			三菱UFJモルガン・ スタンレー証券	75%	
みずほフィナンシャル グループ	2019年3月31日以降 16%	2019年3月31日以降 6%	みずほ銀行	75%	あり
	2022年3月31日以降 18%	2022年3月31日以降 6.75%	みずほ信託銀行	75%	
			みずほ証券	75%	
三井住友フィナンシャル グループ	2019年3月31日以降 16%	2019年3月31日以降 6%	三井住友銀行	75%	あり
	2022年3月31日以降 18%	2022年3月31日以降 6.75%	SMBC日興証券	75%	
野村ホールディングス	2021年3月31日以降 16%	2021年3月31日以降 6%	野村証券	75%	あり
	2024年3月31日以降 18%	2024年3月31日以降 6.75%	野村フィナンシャル・ プロダクツ・サービス	75%	

（出所）TLAC 告示より野村資本市場研究所作成

2. 外部 TLAC の最低基準

TLAC 告示は外部 TLAC の最低基準として、FSB の TLAC 基準を踏まえて、①リスク・アセット比で計測する「リスク・アセットベース外部 TLAC 比率」、②レバレッジ比率の分母であるレバレッジ・エクスポージャー比で計測する「総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率」という 2 つの基準を規定している。その上で、3メガバンクについては、2019年3月末からはリスク・アセットベースで16%、かつ総エクスポージャーベースで6%、適用から3年後の2022年3月末からは各々18%、6.75%という最低所要水準を定めている⁵（図表2）。野村ホールディングスは、3メガバンクよりも適用が2年後倒しになる。

また、TLAC 基準では、一定要件の下で事前の積立が行われている場合は、最低所要水準がリスク・アセット比16%のときはその2.5%分を、18%のときはその3.5%分を外部 TLAC として考慮できる特例が認められている⁶。そこで TLAC 告示では、「本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合」として、2013年の改正預金保険法で導入された特定第1号措置等を念頭に置きつつ当該措置を手当てしている。その結果、本邦 TLAC 対象 SIBs は、関係当局の同意の下、リスク・アセット比3.5%（当初は2.5%）に相当する額を外部 TLAC として自動的にカウントすることが認められることとなる。金融庁が TLAC 告示とともに公表した「TLAC 規制に関する Q&A」では、4SIBs についてはいずれも当該措置を適用することが認められることが述べられている。

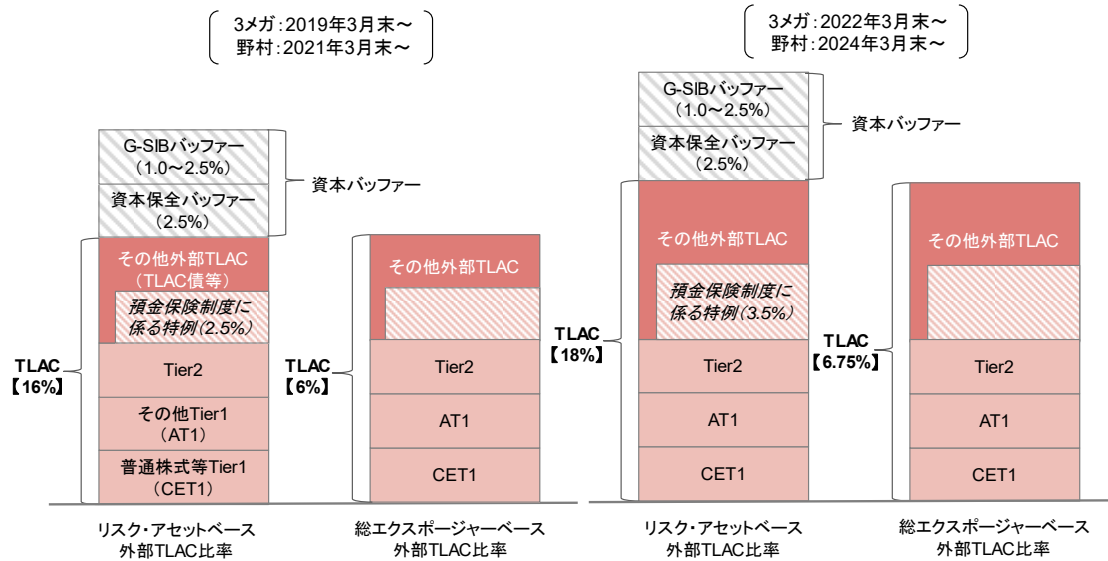
一方、監督指針は、外部 TLAC の充実度の評価について量的な面だけでなく、TLAC 要件をすべて満たしていることや、TLAC 債等の保有者に取得資金を直接・間接に融通していないことといった質の面でも評価を行うとしている⁷。また、破綻時には普通株式等 Tier1（CET1）やその他 Tier1（AT1）（＝ゴーイングコンサーン資本）は毀損している可能性があるため、十分な額の Tier2 や TLAC 債等（＝ゴーコンコンサーン資本等）が維持されていることが望ましいこと、株主有限責任の下では、株主が被る損失は自らの出資額が上限となるため、特に危機時のモラルハザードに対しては債務者によるモニタリングが期待されることを挙げている。すなわち、外部 TLAC の評価においては債務の役割が重視される。

⁵ 金融機関が新たに本邦 TLAC 対象 SIBs になる場合、原則として指定されてから3年後に TLAC 規制が適用される。TLAC 基準の下、海外 G-SIBs についても同様の扱いとなるが、新興国（例えば、中国）に本店を置く G-SIBs については、2025年から TLAC 規制が適用される。

⁶ 具体的には、破綻処理ファンディングの費用、および一時的な破綻処理ファンディングを行うことが求められる当局による秩序ある破綻処理、特に金融機関の重要な機能の継続性を提供するための破綻処理において G-SIB の資本再構築に対する事前のコミットメントがある場合には、関係当局の同意の下、実行の際にシニア債権者が損失にさらされないこと、実行額について法律で特に制限されていないことを含め実行に障害がない限り、金融機関の最低 TLAC として考慮することが認められている。その場合は、当該コミットメントが金融業界からの事前徴収で負担されることが求められており、破綻処理対象会社の最低 TLAC として TLAC リスク・アセット最低要件が16%のときはリスク・アセットの2.5%と同額、18%のときはリスク・アセットの3.5%と同額を考慮することができる。

⁷ TLAC 基準は、①破綻処理対象会社グループの子会社から発行され第三者が保有する AT1、Tier2 については、2021年末までは外部 TLAC に該当すること、②2022年以前に破綻処理対象会社の完全子会社であった資金調達ビークルが間接的に発行する債務については、一定の要件を満たす場合は外部 TLAC に考慮できることを定めている。監督指針は、外部 TLAC の質の評価においてこれらの点も確認する方針である。

図表 2 外部 TLAC の最低所要水準



(注) 外部 TLAC に算入できる AT1、Tier2 は、外部 TLAC の適格要件を満たすものに限られる。

(出所) 野村資本市場研究所

この点に関連して TLAC 基準は、G-SIBs の破綻処理の際に損失吸収や資本再構築を行うために必要な長期債務を十分に確保する観点から、債務の形態をとる Tier1 および Tier2、TLAC 債等の合計額が最低外部 TLAC の 33% 以上であることが望ましいとする。これを受けて監督指針は、Tier2 および TLAC 債等が外部 TLAC の最低所要水準の概ね 33% を下回る場合には、Tier2 や TLAC 債等の調達計画の立案・実施、モラルハザードが起きないようなガバナンスの枠組みの構築を含め、危機時の損失吸収力および資本再構築力を高めるための方策を十分に講じているかについて、モニタリングする方針を明らかにしている。本邦 TLAC 対象 SIBs の資本政策においては、最低外部 TLAC の 33% という Tier2 および TLAC 債等に関する閾値が重要な要素となるように思われる。

さらに TLAC 基準は、資本市場へのアクセスが一時的に困難に陥ったとしても G-SIBs が TLAC ポジションを維持できるよう、満期のプロファイルが適切かどうかについて当局が確認することを求めている。これを受けて監督指針は、資本市場へのアクセスが一時的に阻害された場合でも十分な外部 TLAC を維持できるよう、特定の時期に満期が集中しないようにすることを含め、外部 TLAC の構成を適切に管理することを要求している。

そして TLAC 基準は、最低外部 TLAC に抵触または抵触するおそれがある場合は、自己資本比率の最低基準に抵触または抵触するおそれがある場合と同じ扱いとすることを求めている。そこで監督指針は、総エクスポージャーベース外部 TLAC 比率が最低所要水準を下回る場合については、その理由や外部 TLAC 比率の向上を図る改善策について銀行法上の報告徴求（52 条の 31）を行った後、さらに確実な改善が必要と認められる場合においては、業務改善命令（52 条の 33）を発出する考えを示している。

一方、リスク・アセットベース外部 TLAC 比率において外部 TLAC の所要水準を下回る

場合はまず資本バッファが外部 TLAC に充当されることから、資本バッファがすでにゼロとなっている状況が想定される。そこで監督指針は、その場合には、資本バッファに係る社外流出制限措置によって健全性を回復することが期待されるとし、さらに所要自己資本も下回る場合には早期是正措置命令も併用されるとする。すなわち、リスク・アセットベース外部 TLAC 比率に対する抵触等については、自己資本比率への抵触等とも関連づけられながら一体的に運用されることになる。

3. 外部 TLAC の適格要件

TLAC 告示は、CET1、TLAC 適格性を有する AT1 および Tier2 とともに⁸、TLAC 債等を含む「その他外部 TLAC 調達手段」によって外部 TLAC が構成されることを定めている。その他外部 TLAC 調達手段には、社債（TLAC 債）だけではなく、借入れ（金銭消費貸借）も含まれる。ただし、資本バッファ（資本保全バッファ、G-SIB バッファを含む）に対応する CET1 については、外部 TLAC には含まれない。

外部 TLAC の適格要件については、FSB の TLAC 基準が以下の要件を掲げている。

- 払込済みであること
- 無担保であること
- 破綻処理における損失吸収力を損なう相殺またはネットティングの権限の下にないこと
- 最低残存契約期間が少なくとも 1 年、または永久（満期なし）であること
- 保有者によって期限前に償還されないこと
- 破綻処理対象会社（resolution entity）または破綻処理対象会社の関係者によって直接的または間接的にファンディングされていないこと

これらの適格要件を踏まえて TLAC 告示は、その他外部 TLAC 調達手段の適格要件を規定している（図表 3）。個々の要件を確認すると、TLAC 告示は TLAC 基準を踏まえた上でさらに要件を追加、厳格化していることがわかる。例えば、要件 5 のステップアップ金利等の特約の禁止は TLAC 基準には定めがなく、バーゼルⅢの適格要件を受けたものである。

また、要件 7 は、保有者による償還特約がある場合に、実効満期を 1 年以上とすることを確保するための要件である。要件 11 は、投資家保護の観点から額面金額を 1 千万円以上とすることで、毀損するリスクのある TLAC 債等をリテール投資家が直接保有することを避ける狙いがある。要件 4 や要件 12 に関しては、秩序ある処理の障害となる要因を事前に排除することを目的とした規定であろう⁹。

⁸ TLAC 適格性を有する AT1 および Tier2 とは、後掲図表 3 に掲げる適格要件のうち、1 および 5、6、7、10、12 のすべての要件を満たすものである。

⁹ 要件 12 においては、期限の利益喪失条項が問題となる。TLAC 規制に関する Q&A は、元利金の懈怠があった場合については、必ずしもその時点では発行体に対して特定第 2 号措置が行われる状態にあるとは限らないことから、合理的な治癒期間として少なくとも 30 日間を設けることを求めている。また、発行体がその他外部 TLAC 調達手段以外の債務を発行している場合で、特定第 2 号措置の認定前に期限の利益を喪失するとその他外部 TLAC 調達手段についても期限の利益を喪失するようなクロスデフォルト条項も禁じられる。

図表3 その他外部 TLAC 調達手段に係る要件

適格要件	
1.	国内処理対象会社(以下、「発行者」)により現に発行され、かつ、発行済みのものであること
2.	残余財産の分配または倒産処理手続における債務の弁済もしくは内容の変更について、発行者の除外債務に対して劣後的内容を有するものであること。ただし、国内処理対象会社グループの構造等に鑑み、発行者の債権者が国内処理対象会社グループの他の会社の債権者よりも構造的に劣後していると認められる場合であって、契約書もしくは発行要項またはこれらの関連書類中に、発行者において当該債務がその他外部 TLAC 調達手段となることを意図していることおよび発行者の倒産処理手続においてその全部または一部の支払を受けることができないリスクが適切に記載されているときは、この限りでない
3.	担保権により担保されておらず、かつ、発行者または当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的または経済的に他の同順位のその他外部 TLAC 調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと
4.	発行者のその他 Tier1 資本調達手段および Tier2 資本調達手段の元本の削減もしくは普通株式への転換(元本の削減等)または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき(以下、「実質破綻認定時」)には、発行者に対する当該その他外部 TLAC 調達手段に係る支払請求権を自働債権とする保有者による相殺が禁止される旨の特約が定められていること
5.	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと
6.	償還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が1年以上であること
7.	保有者による償還または買戻しに係る請求権に関する特約がある場合には、当該請求権の行使期間の初日が明確に定められており、かつ、当該初日までの期間が1年以上であること
8.	償還等または買戻しを行う場合には、発行後1年を経過した日以後(発行の目的に照らして償還等または買戻しを行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後)に発行者の任意によるときに限り償還等または買戻しを行うことが可能であり、かつ、償還等または買戻しに関する次に掲げる要件のすべてを満たすものであること イ. 償還等または買戻しに際し、償還期限が定められている場合において当該償還期限までの期間が1年以下のときを除き、外部総損失吸収力および資本再構築力の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること ロ. 償還等または買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと ハ. その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと (1) 償還等または買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等または買戻しのための外部総損失吸収力および資本再構築力の調達(当該償還等または買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る)が当該償還等または買戻しの時以前に行われること (2) 償還等または買戻しの後においても発行者が十分な水準の外部 TLAC 比率を維持することが見込まれること
9.	外国の法令に準拠する旨の定めがある場合には、当該外国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収または資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備していること。ただし、発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるときは、この限りでない
10.	発行者または当該発行者の子法人等もしくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接または間接に融通されたものでないこと
11.	債券の場合には、その額面金額が1千万円以上であること
12.	その他発行者の実質破綻認定時における総損失吸収力および資本再構築力を実質的に減殺するような特約が含まれていないこと

(出所) TLAC 告示より野村資本市場研究所作成(一部、表現を変更)

なお、外国法に準拠した TLAC 債等については要件 9 において、①外国法令に基づいて発行者の実質破綻認定時（いわゆる PONV）の損失吸収または資本再構築のために有効に用いることができることについて法律意見を具備しているか、②秩序ある処理（預金保険法 126 条の 2 第 1 項に規定する特定第 2 号措置を含む）が発行者に実施された場合、秩序ある処理に伴う制限に服することについて保有者が事前に同意する旨の特約がある場合に限り発行が認められる。これは、特定第 2 号措置の認定が行われた後、法的倒産手続においてその他外部 TLAC の元本削減が行われるまでの間に、保有者が法的倒産手続の外で元本削減の実効性を損なうような債権回収を行うことを排除することが目的である。

TLAC 基準は上記の適格要件に加えて、破綻処理の実行可能性（resolvability）を確保する観点から、TLAC からの「除外債務（excluded liabilities）」よりも先に、TLAC 債等が損失を吸収することを求めている。

具体的には、除外債務に対する劣後性の要件として、TLAC 債等は以下のいずれかを満たさなければならない。

- **契約劣後**： 破綻処理対象会社のバランスシートにおいて除外債務に契約上劣後すること
- **法定劣後**： 破綻処理対象会社のバランスシートにおいて除外債務に対する法的順位が下位にあること
- **構造劣後**： 破綻処理対象会社のバランスシートにおいて TLAC 適格債務と同順位または劣後する除外債務をバランスシートに保有していない破綻処理対象会社（例えば、持株会社）が発行していること

これを受けて TLAC 告示は、要件 2 に劣後性要件を規定する。具体的には、「残余財産の分配または倒産処理手続における債務の弁済もしくは内容の変更について、発行者の除外債務に対して劣後の内容を有するものであること」を求めており、契約劣後を想定した要件となっている。もっとも、但し書きにおいては、「国内処理対象会社グループの構造等に鑑み、発行者の債権者が国内処理対象会社グループの他の会社の債権者よりも構造的に劣後していると認められる場合」を規定しており、本邦 TLAC 対象 SIBs が持株会社の場合は、構造劣後が利用できる規定となっている。

実際に TLAC 告示では、前掲図表 1 のとおり、4SIBs はいずれも構造劣後性が認められている。そのため、4SIBs は要件 2 の下で、①発行者がその他外部 TLAC 調達手段とすることを意図していること、②倒産処理手続において全部または一部の支払いを受けることができないうリスクについて契約書または発行要項等に記載することが必要となる。なお、TLAC 基準を踏まえて監督指針は、構造劣後性が認められる要件として、無担保シニア債と法的・経済的に同順位または劣後する除外債務の割合は、原則として外部 TLAC の総額の 5% を超えないことを求めている。

一方、TLAC 基準は、劣後性要件に関わる除外債務について、以下の債務を列挙している。

- 預金保険対象預金
- 要求払い預金、短期預金（当初満期 1 年未満）
- デリバティブから生じる債務
- デリバティブにリンクした性質を有する債務（ストラクチャード・ノートを含む）
- 契約以外で生じる債務（税金債務を含む）
- 破産法の下、無担保シニア債権者に優先する債務
- 発行者が服する法律の下、ベイルインが適用されない債務、重大な訴訟または損害賠償のリスクを生じることなく破綻処理当局が元本削減、転換できない債務

これを受けて、TLAC 告示においても除外債務が規定されている（図表 4）。TLAC 規制に関する Q&A によると、除外債務のうち国内処理対象グループの業務運営に不可欠な契約に基づく債務とは、クリティカル・シェアード・サービスやオフィス賃貸借契約、リース契約、IT 関連契約などオペレーション上必要な債務であり、秩序ある処理を適用した後の業務の継続を確保することが狙いである。また、破産法の財団債権や優先的破産債権を除外債務としていることについては、後述する望ましい破綻処理戦略との関係で、国内処理対象会社の破産手続が円滑に進められることを目的とするものであろう。なお、契約以外の原因で生じた債務には、公租公課や労働債権に関する債務が含まれる。

一方、TLAC 基準は、ストラクチャード・ノートを含むデリバティブにリンクした性質を有する債務を除外債務としているが、TLAC 告示では、デリバティブ取引に係る債務およびこれに類する債務を除外債務としている。このため、ストラクチャード・ノートや仕組債等については、総損失吸収力や資本再構築力の低下をもたし得るか否かで除外債務か否かを判断することが必要となる¹⁰。

なお、TLAC 規制は、自己資本比率規制とは異なり、破綻処理対象会社が発行するものに限って外部 TLAC に算入できるが、TLAC 基準は外部 TLAC に算入できる自己資本に係る経過措置を設けており、2021 年末までは破綻処理対象グループの子会社が発行し第三者が保有する AT1 や Tier2 を算入できる¹¹。TLAC 告示は、TLAC 基準を踏まえて 2022 年 3 月末までの経過措置を附則において定めている。

¹⁰ TLAC 規制に関する Q&A は、デリバティブ取引に係る債務に該当しなくても、参照指標の変動に伴って元本の減少や満期の短縮が生じ、総損失吸収力や資本再構築力の低下をもたし得るものは、除外債務に該当するとしている。一方、キャッシュフローを変換するだけのリパッケージ債は、除外債務に該当しないとしている。

¹¹ 前掲脚注 7 を参照。

図表 4 TLAC から除外される債務（除外債務）

債務の種類
1. (預金保険の)支払対象一般預金等および支払対象決済用預金に係る債務
2. 預金等のうち、その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに係る債務
3. 預金等のうち、満期の定めがあり、かつ、当初の満期が1年未満のものに係る債務
4. デリバティブ取引に係る債務またはこれに類する債務
5. 契約以外の原因で生じた債務
6. 国内処理対象会社グループの業務運営に不可欠な契約に基づく債務その他我が国の金融システム上重要と認められる債務
7. 担保権によって担保される債権に係る債務(担保される部分に限る)
8. 国内処理対象会社に破産手続開始の決定がされたとすれば破産法に規定する財団債権または優先的破産債権となるべき債権に係る債務(上記に掲げるものを除く)

(出所) TLAC 告示より野村資本市場研究所作成（一部、表現を変更）

4. 内部 TLAC に関する要件

TLAC 基準は、株主や債権者に損失吸収を求める外部 TLAC に加えて、G-SIB グループ内の海外子会社から母国の破綻処理対象会社に損失を集約する内部 TLAC を規定している¹²。具体的には、自らは破綻処理対象会社ではない子会社であって、母国の外で設立されている子会社のうち、重要性基準を満たす子会社で構成される「重要サブグループ (material subgroup)」を内部 TLAC の対象としている¹³。

その上で TLAC 基準は、重要サブグループが仮に破綻処理対象会社であった場合に適用される外部 TLAC の 75~90% に相当する水準を内部 TLAC の所要水準とする。内部 TLAC の具体的な水準設定については、個々の G-SIBs の母国当局と、子会社が所在するホスト国の関係当局で構成する危機管理グループ (CMG) との協議を経て、ホスト国当局が決定することになる。

一方で TLAC 告示は、国内の主要子会社グループについても、我が国の金融システムにおける業務の状況などを踏まえた重要性や国内処理対象会社グループにおける重要性を考慮して内部 TLAC の対象としている。後述する望ましい破綻処理戦略が、主要子会社グループで生じた損失を国内処理対象会社に集約し、国内処理対象会社で損失吸収することを前提としていることが背景である。TLAC 告示は、前掲図表 1 のとおり、個々の 4SIBs において内部 TLAC を適用する主要子会社を具体的に指定している¹⁴。

その上で TLAC 告示は、前掲図表 1 のとおり、4SIBs の各主要子会社に関する「内部 TLAC 水準調整係数」を 75% に設定している。すなわち、4SIBs の各主要子会社は、①主要子会社

¹² FSB は TLAC 基準において内部 TLAC を規定した後、内部 TLAC に関する具体的な指針を策定している。当該指針については、小立敬「G-SIB の内部 TLAC に関する金融安定理事会 (FSB) の指針」『野村資本市場クォーターリー』2017 年秋号 (ウェブサイト版) を参照。

¹³ 重要性基準とは、①G-SIB グループの連結リスク・アセットの 5% 以上、②G-SIB グループの業務収益の 5% 以上、③G-SIB グループの連結レバレッジ・エクスポージャーの 5% 以上、④危機管理グループ (CMG) によって会社の重要な機能の実行に重要であると認定されることのいずれかを満たす場合である。

¹⁴ 監督指針は、内部 TLAC の対象となる主要子会社の選定について、TLAC 基準の重要性基準 (前掲脚注 13) を受けて、①リスク・アセット、総エクスポージャーまたは経常収益がグループ全体の 5% 超という基準に基づいて選定し、さらに補完的な基準として、②子会社業務の本邦金融システム上の重要性および本邦金融システム上重要な業務の継続に支障を生ずる程度の損失が発生する蓋然性を考慮して決定することとしている。

グループのリスク・アセットベース対比 18%（当初は 16%）に対して 75%、②主要子会社グループの総エクスポージャーベース対比 6.75%（当初は 6%）に対して 75%の水準を満たす内部 TLAC が要求される¹⁵。

監督指針は、原則として内部 TLAC 水準調整係数を 75%に設定しているが、望ましい破綻処理戦略や主要子会社のシステム上の重要性、資本構成、ビジネスモデル等を踏まえて事前配賦の必要性に応じて 75~90%の範囲で調整するとしており、必ずしも 75%に固定されているわけではない。

内部 TLAC は、内部 TLAC 適格資本とその他内部 TLAC 調達手段で構成される¹⁶。主要子会社にバーゼル規制が適用されている場合は、CET1 および AT1、Tier2 が内部 TLAC 適格資本となる¹⁷。なお、主要子会社から国内処理対象会社への貸付金や、実質破綻認定時の総損失吸収力および資本再構築力を実質的に減殺するものについては、内部 TLAC の額から控除される扱いとなる。

さらに、その他内部 TLAC 調達手段については、前掲図表 3 に掲げられたその他外部 TLAC 調達手段と概ね同様の適格要件が TLAC 告示で定められている。ただし、外部 TLAC 調達手段とは異なる点として、その他内部 TLAC 調達手段に関しては、日本法を準拠法とすることが求められているほか、主要子会社の実質破綻認定時に元本の削減等が行われる旨の特約を規定することが必要となる。当該特約があることによって、主要子会社に実質破綻認定が行われて内部 TLAC のトリガーが引かれることで、主要子会社の損失が国内処理対象会社を集約されることになる¹⁸。

TLAC 基準は、G-SIBs グループの海外子会社のうち重要サブグループに対して内部 TLAC を求めており、その規制権限はホスト国にある。監督指針においては、本邦 TLAC 対象 SIBs の海外主要子会社については、ホスト国当局の主導の下、内部 TLAC 水準調整係数が決定されることが確認されている¹⁹。

¹⁵ 主要子会社グループが国内基準行である場合の内部 TLAC については、自己資本比率の最低基準がコア資本の 4%であることを踏まえて、国際統一基準行の半分の水準、すなわち当初はリスク・アセット対比 8%の 75%、適用から 3 年後にはリスク・アセット対比 9%の 75%が所要水準となる。

¹⁶ なお、内部 TLAC についても、外部 TLAC と同様に、「本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合」として、一定の額を自動的に内部 TLAC として考慮できる措置が手当てされている。

¹⁷ バーゼル規制が適用されない主要子会社の場合には、CET1 および AT1、Tier2 に相当するものが内部 TLAC 適格資本となる。

¹⁸ グループ外部の第三者が保有するバーゼルⅢ適格の AT1 および Tier2 が存在する場合は、株式への転換の結果、主要子会社の支配構造が変わることになるため、監督指針は、トリガー時においては、株式転換ではなく、元本削減がなされるようになっていくことが望ましいとしている。

¹⁹ 例えば、米国の TLAC 規制では、海外 G-SIBs が米国で設立を求められる中間持株会社（IHC）に対して要求される内部 TLAC として、IHC が破綻処理対象会社ではない場合は、リスク・アセット比 16%かつレバレッジ・エクスポージャー比 6%という所要水準が設定されており、これを内部 TLAC 水準調整係数に引直すと約 90%となり、ほぼ上限となる。米国の TLAC 規制に関しては、小立敬「最終化された米国の TLAC 規制」『野村資本市場クォーターリー』2017 年冬号（ウェブサイト版）を参照。

Ⅲ. 日本における TLAC 保有規制

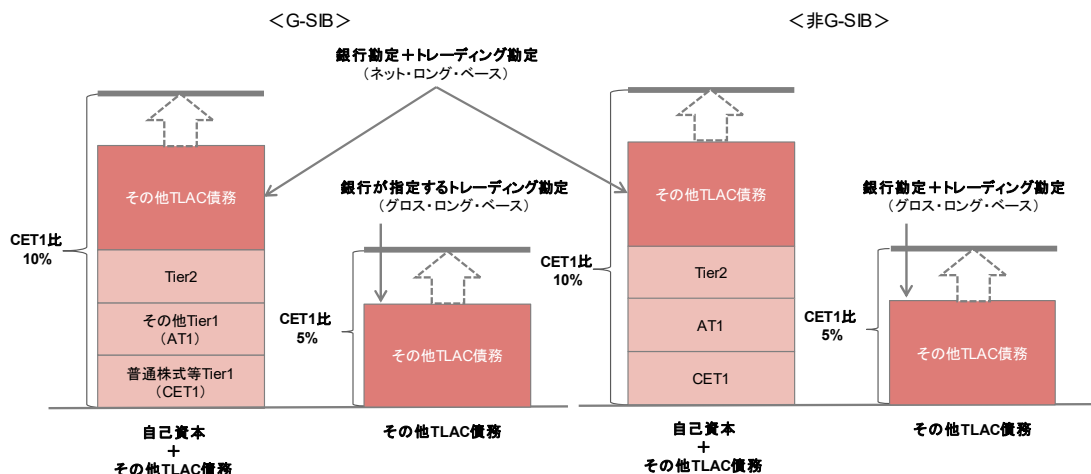
1. バーゼル委員会による TLAC 保有規制

バーゼル委員会は TLAC 規制の導入に伴って、金融機関が TLAC 債等を含むその他 TLAC 債務を保有することを制限する TLAC 保有規制を 2019 年から適用することを最終化した。TLAC 保有規制に係るバーゼル・テキスト（規則文書）では、金融機関がその他 TLAC 債務を保有する場合は、従来のダブルギアリング規制を拡張し、規制資本（CET1、AT1 および Tier2）と合計して自行の CET1 比で 10% を超過するときは、その他 TLAC 債務の資本控除をプロラタで自行の Tier2 から行うことになる。

ただし、その他 TLAC 債務のみを対象として CET1 比で 5% を上限とする追加的な保有枠も設けられている。当該枠は G-SIBs と非 G-SIBs とで取扱いが分かれる。非 G-SIBs の場合は銀行勘定とトレーディング勘定で保有するその他 TLAC 債務に利用できるが、G-SIBs の場合はトレーディング勘定で 30 営業日以内に売却されるものに限定されている（図表 5）。

一方、TLAC 保有規制の対象となるその他 TLAC 債務については、外部 TLAC の適格性を有する TLAC 債等に加えて、適格要件は満たさないもののそれらとパリパス（同順位）の債務（除外債務を除く）も含んでおり、TLAC 適格性を満たす債務よりも対象範囲は広い。また、TLAC 基準は、一定要件を満たす法域においては、除外債務とパリパスの債務に関してリスク・アセット比の最低所要水準が 16% の場合は 2.5% まで、18% の場合は 3.5% までを外部 TLAC として考慮できる特例措置を設けており、当該措置が採用される場合についてもその他 TLAC 債務に含まれ、TLAC 保有規制の対象になる²⁰。

図表 5 バーゼル委員会による TLAC 保有規制



（出所）野村資本市場研究所

²⁰ TLAC 基準は、破綻処理法制に規定される例外的状況の下、破綻処理当局がすべての除外債務をバイルイン対象から除外できる法域では、当局は破産法の下で除外債務と同順位の債務を TLAC のリスク・アセット最低基準が 16% の場合は 2.5% まで、18% の場合は 3.5% まで外部 TLAC に考慮できる特例を設けている。

2. TLAC 保有規制の国内適用

自己資本比率告示は、TLAC 保有規制の対象として「その他外部 TLAC 関連調達手段」を定めており、その他 TLAC 関連調達手段には、①TLAC 適格性を有するその他外部 TLAC 調達手段に加えて、②発行体が同一かつ法的または経済的に同順位であるもの（同順位商品）、さらに、③特例外部 TLAC 調達手段が含まれる。ここで、特例外部 TLAC 調達手段とは、一定の要件を満たす法域を対象とする特例措置であり、前述した一定要件を満たす法域において除外債務と同順位債務を一定程度まで TLAC として考慮できる措置である²¹。

TLAC 保有規制の導入に際して国際統一基準行においては、バーゼル・テキストに沿った措置が導入されている。具体的には、ダブルギアリング規制における重大な出資以外の出資の場合は Tier2 資本に係る調整項目として、「少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段の額」が追加されている²²。また、その他外部 TLAC 関連調達手段を対象とする CET1 比 5%の保有枠については、G-SIBs の場合、①特定取引勘定（＝トレーディング勘定）に含まれ、②保有期間が 30 営業日以内という要件を満たす「マーケット・メイク目的保有 TLAC」が対象となる²³。一方、非 G-SIBs の場合は、銀行勘定およびトレーディング勘定の別や保有目的を問わずにその他外部 TLAC 関連調達に係る 5%枠が認められている²⁴。国際統一基準行における TLAC 保有規制は、図表 6 の通りである。

図表 6 国際統一基準行（4SIBs 以外）の TLAC 保有規制

発行体	商品	規制資本等との 合算後保有額	2019/3/31 ～2021/3/30	2021/3/3～
三菱UFJFG みずほFG 三井住友FG	TLAC債	10%基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としてのRW	金融機関向けエクスポージャーとしてのRW
		10%基準額超		TLACに対応する部分の額をTier2資本の額から控除
	同順位債 (TLAC非適格)	10%基準額以下		◆ 2019/3/31において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能
		10%基準額超		TLACに対応する部分の額をTier2資本の額から控除
野村HD	TLAC債	10%基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としてのRW	金融機関向けエクスポージャーとしてのRW
		10%基準額超		TLACに対応する部分の額をTier2資本の額から控除
	同順位債 (TLAC非適格)	10%基準額以下		◆ 2021/3/31において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能
		10%基準額超		TLACに対応する部分の額をTier2資本の額から控除
海外G-SIBsの 破綻処理 対象法人	TLAC債	10%基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としてのRW	金融機関向けエクスポージャーとしてのRW
		10%基準額超		TLACに対応する部分の額をTier2資本の額から控除
	同順位債 (TLAC非適格)	10%基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしてのRW
		10%基準額超		TLACに対応する部分の額をTier2資本の額から控除

(注) 10%基準額とは、少数出資に係る 10 パーセント基準額を指す。

(出所) 金融庁（自己資本比率規制に関する Q&A）より野村資本市場研究所作成（一部、表現を変更）

²¹ 前掲脚注 20 を参照。

²² 重大な出資の場合の調整項目としては、「その他金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段の額」が設けられている。また、G-SIBs については、他の G-SIBs が発行するその他外部 TLAC 関連調達手段を意図的に保有する場合も調整項目として資本控除の対象となる。

²³ マーケット・メイク目的保有 TLAC がいずれかの要件を満たさなくなる場合は、資本控除の対象となる。

²⁴ ただし、ショート・ポジションを保有する場合であっても相殺はできず、グロスベースで考慮することになる。

一方、国内基準においては、自己資本比率の分子であるコア資本に AT1 や Tier2 が含まれないため、現行のダブルギアリング規制は、AT1 や Tier2 に関しては資本控除ではなく相対的に高い 250% のリスク・ウェイトを適用することで対応している。そのため、TLAC 保有規制においても、その他外部 TLAC 関連調達手段についてはリスク・ウェイトで対応する。具体的には、標準的手法を採用する国内基準行は保有するその他外部 TLAC 関連調達手段がコア資本の 5% を超える場合には、当該超過分に対して 150% のリスク・ウェイトを適用する一方、5% 内の保有については金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用する。国内基準行に関しては、図表 7 の通りである。

ただし、本邦 TLAC 対象 SIBs が資金調達構造の調整に一定時間を要することに配慮して、TLAC 規制の適用開始日から 5 年間は、金融機関が適用開始日（3メガバンクは 2019 年 3 月末、野村ホールディングスは 2021 年 3 月末）の時点で保有し保有を継続する同順位債には、金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用することを認めている。また、TLAC 債がすでに一定量保有されていることから市場への影響に配慮し、国内基準では、金融機関が 2019 年 3 月末時点で保有し保有を継続する TLAC 債等には、10 年間は金融機関向けエクスポージャーのリスク・ウェイトを適用することを認めている。なお、2017 年 12 月に公表された「バーゼルⅢ最終化」によって信用リスクの標準的手法の見直しが行われ、リスク・ウェイトが改定される予定であるが、TLAC に関するこれらの経過措置については、見直し後も継続される扱いである。

図表 7 国内基準行の TLAC 保有規制

発行体	商品	合算後保有額	2019/3/31 ~2021/3/30	2021/3/3~
三菱UFJFG みずほFG 三井住友FG	TLAC債	5%基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としてのRW	金融機関向けエクスポージャーとしてのRW ★ 2019/3/31において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		5%基準額超		
	同順位債 (TLAC非適格)	5%基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしてのRW ◆ 2019/3/31において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		5%基準額超		
野村HD	TLAC債	5%基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としてのRW	金融機関向けエクスポージャーとしてのRW ★ 2019/3/31において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		5%基準額超		
	同順位債 (TLAC非適格)	5%基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしてのRW ◆ 2021/3/31において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		5%基準額超		
海外G-SIBsの 破綻処理 対象法人	TLAC債	5%基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としてのRW	金融機関向けエクスポージャーとしてのRW ★ 2019/3/31において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 RW 150%
		5%基準額超		
	同順位債 (TLAC非適格)	5%基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしてのRW RW 150%
		5%基準額超		

(注) 5%基準額とは、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5 パーセント基準額を指す。

(出所) 金融庁（自己資本比率規制に関する Q&A）より野村資本市場研究所作成（一部、表現を変更）

なお、金融機関が保有するエクスポージャーがその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するか否かを確認する手段としては、バーゼル委員会が 2017 年 3 月に公表した「開示要件（第 3 の柱）の統合および強化—第 2 フェーズ」で示されたテンプレートを利用することが想定されている²⁵。例えば、G-SIBs が、その他 TLAC 適格商品の主な特徴を説明する「CCA」と呼ばれるテンプレートに基づいて開示を行っている場合には、それによって自らが保有するエクスポージャーが TLAC 適格か否かの確認ができる。

日本では、資本商品については、「自己資本調達手段に関する契約内容の概要」としてすでに四半期ベースで開示が行われている。本邦 TLAC 対象 SIBs は、従来のフォーマットに代えて CCA に相当する「自己資本およびその他 TLAC 調達手段に関する契約内容の概要」として、開示告示の別紙様式第 7 号（後掲参考 1）に基づいて開示を行うことになる。

IV. 金融機関の破綻処理戦略と TLAC

1. 破綻処理戦略と TLAC との関係

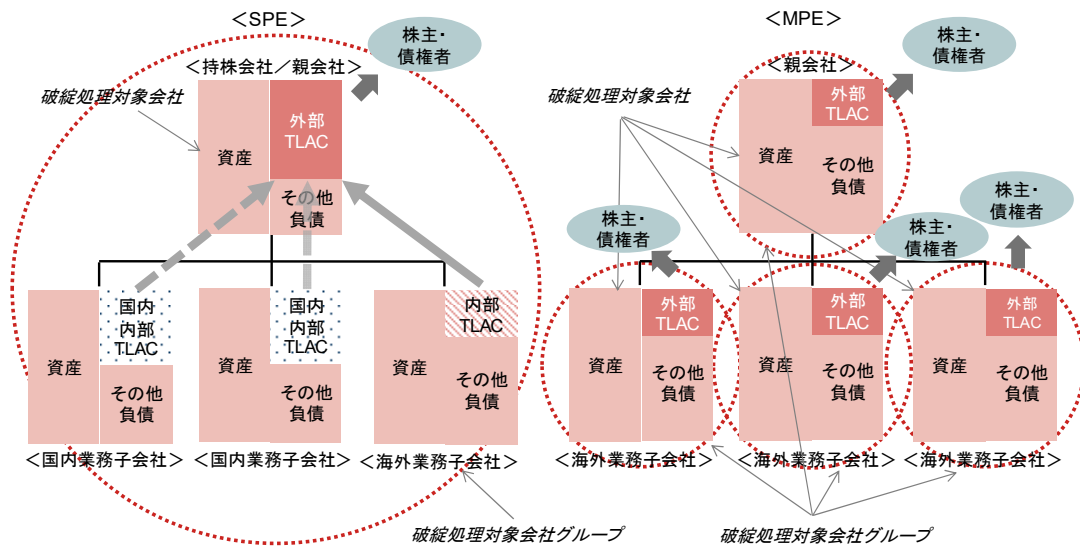
TLAC 規制は、金融機関に連結ベースで一律に適用される自己資本比率やレバレッジ比率とは異なり、個々の G-SIBs に応じた「望ましい破綻処理戦略 (preferred resolution strategy)」に依拠して適用されることに特徴がある。G-SIBs の破綻処理戦略は一般に、①シングル・ポイント・オブ・エントリー (SPE) と、②マルチプル・ポイント・オブ・エントリー (MPE) に分けられ、個々の G-SIBs について SPE か MPE かという望ましい破綻処理戦略の選択が行われる。

SPE とは、母国の破綻処理当局が、G-SIBs の最終親会社または持株会社に対してベイルインを含む破綻処理権限を適用するアプローチである。無担保債務の元本削減または株式転換を通じて、G-SIB グループの子会社で生じた損失を最終親会社または持株会社に集約し吸収することで、業務子会社は破綻処理を回避しながら業務を継続することが可能になる。一方、MPE とは、G-SIB グループの異なるパート（国、地域、ビジネス・ライン等）に対して、母国およびホスト国の破綻処理当局が各々の破綻処理権限を適用し処々で破綻処理を行うアプローチである。

TLAC 規制は、破綻処理対象会社とその子会社で構成される破綻処理対象会社グループに適用されるため、SPE の場合は、最終親会社または持株会社に外部 TLAC の維持が求められるが、MPE においては、G-SIB グループ内の個々の破綻処理対象会社グループに対して外部 TLAC が要求されるという違いが生じることになる（図表 8）。

²⁵ BCBS, “Pillar 3 disclosure requirements – consolidated and enhanced framework,” Standards, March 2017. 当該文書では、規制資本およびその他 TLAC 適格商品の主な特徴を説明する CCA の他、G-SIBs の TLAC の構成を開示する「TLAC1」のテンプレートが用意され、SPE か MPE かという破綻処理戦略に関する記述も求められている。また、「TLAC2」のテンプレートにおいては、重要サブグループのリーガル・エンティティにおける債権者順位が示され、さらに、「TLAC3」のテンプレートでは、破綻処理対象会社のリーガル・エンティティにおける債権者順位が説明されることになっている。

図表8 SPEとMPEによるTLAC規制の適用の違い



(出所) 野村資本市場研究所

監督指針は、本邦 TLAC 対象 SIBs の望ましい破綻処理戦略として SPE と MPE のいずれもあり得るとしているが、すでに公表されている整備方針では、4SIBs については持株会社グループの組織構造を踏まえて SPE が望ましい破綻処理戦略であるとしている。すなわち、4SIBs については、持株会社が国内処理対象会社となり、持株会社グループに外部 TLAC が要求されることとなる。なお、FSB は、すべての G-SIBs（後掲参考 2）のうち、SPE を選択しているのが 28 社であり、2 社のみが MPE であることを明らかにしている²⁶。

2. TLAC を利用した日本の秩序ある処理

監督指針は、「TLAC を利用した秩序ある処理等」として本邦 TLAC 対象 SIBs の破綻処理手続を具体的に記述している。ここでいう秩序ある処理等とは、2013 年の改正で預金保険法に手当てされた特定第 2 号措置の適用が主に想定されている²⁷。

まず、本邦 TLAC 対象 SIBs の主要子会社が経営悪化等により金融システム上有する重要な機能の継続が困難となった場合には、資産売却や親会社による資本増強、その他の代替的手段（再建オプション）を採り得ないという当局の判断の下、主要子会社において内部 TLAC のトリガーが引かれる。主要子会社の実質破綻認定時に内部 TLAC のトリガリング、すなわち、元本削減または株式転換が行われることで、損失は破綻処理対象会社を集約される。その上でグループとして破綻処理が必要であると判断された場合には、主要子会社の営業を継続させつつ国内処理対象会社の株主や債権者による損失吸収が行われることになる。

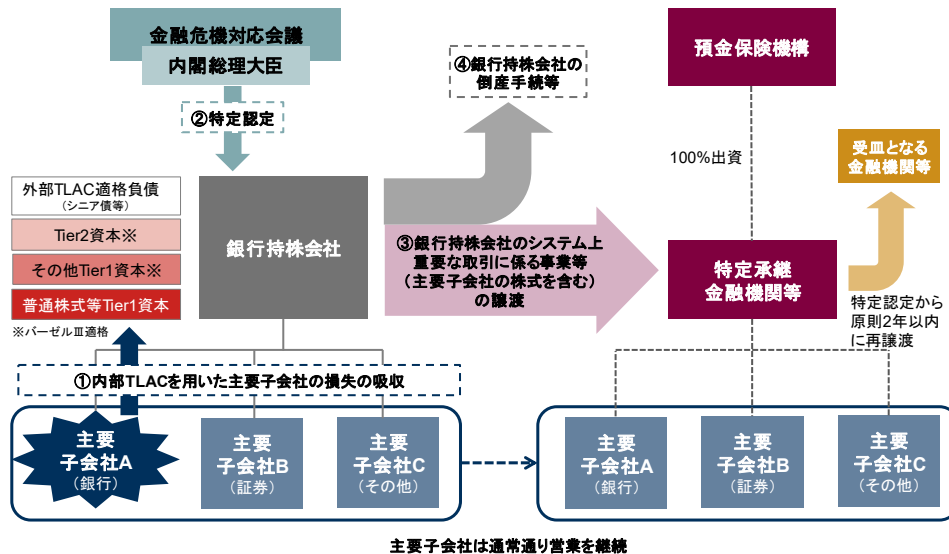
監督指針はその上で、SPE を適用した場合の破綻処理手続を記述している。なお、これに

²⁶ FSB, “FSB 2018 Resolution Report: ‘Keeping the pressure up’,” Seventh Report on the Implementation of Resolution Reforms, 15 November 2018.

²⁷ ただし、監督指針は、国内処理対象会社に特定第 1 号措置を適用したり、国内の主要子会社に特定第 1 号措置または第 1 号措置といった公的資本増強を伴う処理を適用する可能性があることも述べている。

関連して金融庁は、整備方針を公表した際に「銀行持株会社形態を採る本邦 G-SIBs の秩序ある処理の一例」という参考図を明らかにしている（図表 9）。具体的には、①国内主要子会社の内部 TLAC による損失吸収、②内閣総理大臣による特定認定、③事業等の譲渡、④破綻持株会社の法的倒産手続というプロセスであり、このうち①～③については、市場の混乱を抑制する観点から休業日である週末にかけて迅速に実施する方針を述べている。

図表 9 銀行持株会社形態を採る本邦 G-SIBs の秩序ある処理の一例



（出所）金融庁資料より野村資本市場研究所作成

① 国内主要子会社の内部 TLAC による損失吸収

- 国内の主要子会社の債務超過もしくは支払停止またはそれらのおそれがあると金融庁が認めた場合（主要子会社の実質破綻認定）、銀行法 52 条の 33 第 1 項の下、内部 TLAC を用いた主要子会社の資本増強および流動性回復を含む健全性の回復に係る命令²⁸を国内処理対象会社に対して発し、内部 TLAC の条件に従って元本削減または株式転換を実施

② 内閣総理大臣による特定認定

- 内部 TLAC のトリガリングが行われた後、主要子会社から損失を集約した国内処理対象会社が特定第 2 号措置の適用要件を満たす場合、内閣総理大臣による金融危機対応会議の議を経て、国内処理対象会社（破綻持株会社）に特定第 2 号措置を適用²⁹
- 特定第 2 号措置に係る特定認定が行われた場合、破綻持株会社のバーゼルⅢ適格の

²⁸ 同条同項に基づく命令は、通常は業務改善命令として発出しているものであることから、当該命令においては、特定の国内主要子会社について財務危機事由が存在すると認める旨を記載した上で、「内部 TLAC を用いた主要子会社の健全性の回復に係る命令」との文言を含めることで、通常の業務改善命令と区別する方針である。

²⁹ 特定第 2 号措置の適用要件として、「その財産をもって債務を完済することができない金融機関等もしくはその財産をもって債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等または債務の支払を停止した金融機関等もしくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等」が規定されている。すなわち、金融機関に債務超過や債務支払停止の状況となった場合やその蓋然性がある場合に適用される。

AT1、Tier2 は、他の負債（外部 TLAC 適格債務を含む）に先立って元本削減または株式転換を実施

- 預金保険機構が設立する特定承継金融機関等（ブリッジバンク）に譲渡される動産または債権については差押え禁止³⁰

③ 事業等の譲渡

- 破綻持株会社は、特定承継金融機関等に対してそのシステム上重要な取引に係る事業等（破綻持株会社が保有する主要子会社の株式を含む）を譲渡³¹
- 外部 TLAC 適格債務は、特定承継金融機関等に譲渡されず破綻持株会社が負担

④ 破綻持株会社の法的倒産手続

- 事業等の譲渡を行った破綻持株会社に対して預金保険機構が清算型の法的倒産手続、具体的には破綻手続の申立てによって破綻処理を実施
- 外部 TLAC 適格債務の債権者を含む破綻持株会社の債権者は、破産財団の範囲で配当を受領することになるため、破産手続の中で損失吸収

他方、監督指針は本邦 TLAC 対象 SIBs の海外主要子会社で危機が生じた場合について、金融庁ではなく、現地当局が内部 TLAC のトリガリングの可否を判断することになると述べている。その際は、FSB の TLAC 基準に従って、一定期間を定めて金融庁の同意の有無の確認が求められる場合があることが想定されることから、金融庁としてはその場合には、グループ会社からの支援によって海外主要子会社の健全性の回復が可能か否かを考慮した上で同意の有無を決定する考えを明らかにしている。

V. 今後の留意点

TLAC 規制や TLAC 保有規制の国内法化を図る告示、監督指針等が公表・策定され、2019 年 3 月 31 日に施行された。欧米の状況をみると、米国では 2017 年 3 月に TLAC に関する規則が施行され 2019 年から TLAC 規制が始まっているが、TLAC 保有規制については提案段階である³²。EU では、2016 年 11 月に TLAC の域内適用を図る規則提案が行われたが、法制化は未了である。日本は、欧米に先駆けて TLAC の枠組みを完成させたことになる。

とはいうものの、多くの国内金融機関に関わる TLAC 保有規制を適用する際は、海外の TLAC 規制のあり方にも影響されることになる。特に、TLAC 規制が最終化されていない EU の G-SIBs は、TLAC 規制に対応するためにすでに TLAC 債を発行しているが、日本の TLAC 保有規制における扱いについて未だ不明確な点がある。その背景として、TLAC の枠組みに

³⁰ 預金保険法 126 条の 16 に基づいて、内閣総理大臣が指定するものを対象に差押えが禁止される。

³¹ 内閣総理大臣による特定事業譲受け等を行うべき旨の決定の下、株主総会の特別決議に代替する許可を裁判所から得た上で、特定承継金融機関等に譲渡を実施する。

³² 連邦準備制度理事会（FRB）を含む連邦銀行当局は、2019 年 4 月に連結総資産が 2,500 億ドルを超える大手銀行を対象に TLAC 保有規制を適用する提案を行っている（FRB, FDIC, and OCC, “Agencies propose rule to limit impact of large bank failures,” April 02, 2019）。

は、各国裁量の下で様々なオプションが存在することが指摘できる。

第1に、各 G-SIBs には SPE か MPE かという望ましい破綻処理戦略の選択があり、TLAC 保有規制に対応するためには、個々の G-SIBs の選択を把握する必要がある。前述のとおり、バーゼル委員会が策定した第3の柱に係るテンプレートによって各 G-SIBs の破綻処理戦略を把握できるようになる見通しであるが、現時点では、当該テンプレートに基づいて開示を行っている海外 G-SIBs を確認することができない。

第2に、EU 加盟国が TLAC 規制に関してどのようなオプションを採用するかが不明確である。EU では現在、TLAC 規制の域内適用を含む改正資本要求規則（CRR2）の法制化が進められており、TLAC 債等に求められる劣後性要件として、①契約劣後、②法定劣後、③構造劣後という3つのオプションが CRR2 で手当てされる見通しである。欧州大陸の G-SIBs の多くは持株会社ではないことから、契約劣後か法定劣後かの選択となる。しかしながら、いずれかを選択するかは加盟国の国内法制度にも関わることであり、各加盟国がどのような選択を行うかについて CRR2 の最終化とともに確認する必要がある³³。

また、TLAC 基準には、一定要件を満たす法域において除外債務と同順位の債務についてリスク・アセットの3.5%分までを外部 TLAC に算入できる特例があり、日本の TLAC 保有規制では、特例外部 TLAC 調達手段として規制の対象としている。域内共通に整備された EU の銀行破綻処理法制（BRRD）は当該要件を満たすとみられるが、各加盟国が実際に当該オプションを採用するか否かは現時点では定かではない。

第3に、EU においては、G-SIBs と非 G-SIBs の双方に適用される EU 独自の損失吸収力に関する規制として自己資本・適格債務に係る最低要件（MREL）が存在する。MREL 規制の適用のあり方によっては、EU の G-SIBs が TLAC 適格性のない MREL 債を発行する可能性も想定し得る。日本の TLAC 保有規制では、（TLAC 非適格の）MREL 債は規制対象とはならないが、EU の G-SIBs が発行する損失吸収を目的とする債券について、TLAC 債か MREL 債かの見極めが必要になる³⁴。

日本は TLAC の枠組みを完成させたが、国内金融機関が TLAC 保有規制に適切に対応していくためには、海外 G-SIBs に対するエクスポージャーに関しては、各 G-SIBs の母国における TLAC 規制への対応を適切に把握していくことが求められる。

³³ さらに、EU では、TLAC の適格要件とは別に金融機関の無担保債務の倒産法上の順位について域内調和を図る観点から、シニア債務クラスに「非優先シニア（non-preferred senior）」という新たなクラスを設ける NPS 指令が成立しており、各加盟国における NPS 指令の国内法化の際に、TLAC 適格要件に影響するのか否かを確認する必要がある。NPS 指令に関しては、小立敬「欧州大手銀行に対する MREL 適用の進捗—破綻時の総損失吸収力を求める EU 独自の規制—」『野村資本市場クォーターリー』2018 年秋号（ウェブサイト版）を参照。

³⁴ MREL 規制の適用のあり方については、前掲脚注 33 の論文を参照。

参考 1 その他外部 TLAC 調達手段に関する開示事項

CCA: 自己資本等の調達手段に関する契約内容の概要	
1	発行者
2	識別のために付された番号、記号その他の符号
3	準拠法
3a	外国法令に準拠する手段(その他外部TLAC調達手段に限る)(1)
	規制上の取扱い(2)
4	平成34年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い
5	平成34年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者(3)
7	銘柄、名称または種類
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額(4)
	連結自己資本比率
	単体自己資本比率
9	額面総額(5)
10	表示される科目の区分(6)
	連結貸借対照表
	単体貸借対照表
11	発行日(7)
12	償還期限の有無
13	その日付
14	償還等を可能とする特約の有無
15	初回償還可能日およびその償還金額(8)
	特別早期償還特約の対象となる事由およびその償還金額(9)
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要(10)
	剰余金の配当または利息の支払
17	配当率または利率の種別(11)
18	配当率または利率(12)
19	配当等停止条項の有無(13)
20	剰余金の配当または利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無(14)
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無
22	未配当の剰余金または未払の利息に係る累積の有無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無
24	転換が生じる場合(15)
25	転換の範囲(16)
26	転換の比率(17)
27	転換に係る発行者の裁量の有無(18)
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者
30	元本の削減に係る特約の有無(19)
31	元本の削減が生じる場合(20)
32	元本の削減が生じる範囲(21)
33	元本回復特約の有無(22)
34	その概要
34a	劣後性の手段(23)
35	残余財産の分配または倒産手続における債務の弁済もしくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段またはその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称または種類(24)
36	非充足資本等要件の有無(25)
37	非充足資本等要件の内容(25)

(注) 注記に関して、従来のフォーマットから変更された記述は、次のとおり。

- (1) 「外国法令に準拠する手段(その他外部 TLAC 調達手段に限る)」については、その他外部 TLAC 調達手段について外国の法令に準拠する旨の定めがある場合において TLAC 告示 4 条 3 項 9 号本文の要件を満たすとき(当該国の関連法令に基づき、発行者の実質破綻認定時における損失吸収または資本再構築のために有効に用いることができることについての法律専門家の法律意見書を具備しているとき)には、「法令」と、TLAC 告示 4 条 3 項 9 号ただし書の要件を満たすとき(発行者に係る本邦における秩序ある処理が実施された場合に、かかる秩序ある処理に伴う制限に服することについてあらかじめ保有者が同意する旨の特約があるとき)には「契約」と記載し、外国の法令に準拠する旨の定めのない場合には、「該当なし」と記載すること
- (9) 「特別早期償還特約」とは、その他 Tier1 資本調達手段および Tier2 資本調達手段においては一定の事

由が生じた場合に発行後 5 年、その他外部 TLAC 調達手段においては一定の事由が生じた場合に発行後 1 年をそれぞれ経過する日前に償還等を行うことを可能とする特約をいう

- (23) 「劣後性的手段」については、その他 Tier1 資本調達手段および Tier2 資本調達手段においては「法令上の劣後」または「契約上の劣後」のうち該当するものを、その他外部 TLAC 調達手段においては「法令上の劣後」、「契約上の劣後」または「劣後性要件の例外としての構造劣後」のうち該当するものを、それぞれ記載すること
- (24) 残余財産の分配または倒産処理手続における債務の弁済もしくは内容の変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段またはその他外部 TLAC 調達手段が存在しない場合には、「一般債務」と記載すること
- (25) 「非充足資本等要件」とは、自己資本調達手段またはその他外部 TLAC 調達手段の額の全部または一部が算入される自己資本または外部 TLAC に係る基礎項目の額の区分に応じ、自己資本比率告示に定める普通株式の要件、その他 Tier1 資本調達手段の要件、Tier2 資本調達手段の要件またはその他外部 TLAC 調達手段のうち、当該自己資本調達手段または当該その他外部 TLAC 調達手段が充足しないものをいい、複数の非充足資本等要件がある場合には、自己資本調達手段における実質破綻認定時損失吸収条項など、自己資本調達手段またはその他外部 TLAC 調達手段の損失吸収力を判断するために特に重要と認められるものを記載することができる

(出所) 開示告示より野村資本市場研究所作成（一部、表現を変更）

参考 2 G-SIBs リスト（2018 年 11 月現在）

バケット	銀行名
5 (3.5%)	(空バケット)
4 (2.5%)	JPモルガン・チェース（米）
3 (2.0%)	シティグループ（米） ドイチェバンク（独） HSBC（英）
2 (1.5%)	バンク・オブ・アメリカ（米） 中国銀行（中） バークレイズ（英） BNPパリバ（仏） ゴールドマン・サックス（米） 中国工商銀行（中） 三菱UFJFG（日） ウェルズ・ファーゴ（米）
1 (1.0%)	中国農業銀行（中） バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（米） 中国建設銀行（中） クレディ・スイス（スイス） BPCEグループ（仏） クレディ・アグリコール・グループ（仏） INGバンク（オランダ） みずほFG（日） モルガン・スタンレー（米） ロイヤル・バンク・オブ・カナダ（加） サンタンデール（スペイン） ソシエテ・ジェネラル（仏） スタンダード・チャータード（英） ステート・ストリート（米） 三井住友FG（日） UBS（スイス） ユニクレディット・グループ（伊）

(注) 各バケットにおけるパーセンテージの値は、当該バケットの G-SIBs に適用される G-SIB バッファァーを表す。

(出所) FSB 資料より野村資本市場研究所作成